

総合評価落札方式における低入札価格調査等の一部を省略するための基準

平成23年4月1日	総務部長決裁
平成26年2月14日	一部改正
平成28年3月31日	一部改正
令和5年12月25日	一部改正
令和8年4月1日	一部改正

札幌市水道局工事等総合評価落札方式施行要綱（令和5年12月25日管理者決裁）に基づく総合評価落札方式の入札において札幌市水道局工事等低入札価格調査要領（平成15年2月19日管理者決裁。以下「低入札価格調査要領」という。）に基づき、低入札価格調査の一部及び事情聴取又は監督及び検査体制の強化等にかかる措置の一部を省略するときの基準等を次のとおり定める。

（調査の一部及び事情聴取を省略する基準）

1 低入札価格調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）に関して、次の各号のいずれの要件にも該当することが認められないことを確認した場合は、調査の一部及び事情聴取を省略するものとする。

（1）経営状況が不安定である場合

入札書提出期限の日（以下「審査基準日」という。）において、次のいずれかの要件に該当する場合

ア 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく会社更生手続開始又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の決定後2年を経過していないとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が極めて不安定であるとき。

（2）不正又は不誠実な行為等がある場合

審査基準日において、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月8日管理者決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基づき、参加停止措置又は書面による警告を受けた日から起算して2年を経過していないとき。

（3）品質の確保が懸念される場合

札幌市（交通局、水道局及び病院局を含む。）が発注した工事のうち、調査対象者が審査基準日を含む年度及び過去2年度にしゅん功した工事又は審査基準日において施工中の工事に関して、札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領（平成22年3月9日財政局理事決裁）、札幌市交通局請負工事成績評定及び通知公表要領（平成22年3月29日管理者決裁）、札幌市水道局請負工事成績評定及び通知公表要領（平成22年3月31日管理者決裁）又は札幌市病院局請負工事成績評定及び通知公表要領（平成22年3月16日管理者決裁）に基づき、65点未満の工事成績評定を通知された場合

（4）その他総務部長が特に事情聴取が必要であると認める場合

（省略する調査項目）

2 調査対象者が1の各号のいずれにも該当することが認められないことを確認した場合は、低入札価格調査要領別表1に定める事項のうち、下表1に掲げる事項に係る調査を省略し、下表2に掲げる事項を調査する。この場合において、下表2に掲げる事項のうち、(2)経営状況及び(3)信用状況に係る調査は、1における確認に代えることができる。

表 1

対象	省略する調査事項等
工事	(1) 工事費等内訳書（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、機器費（プラント工事の場合のみ）の内訳） (2) その価格により入札した理由 (3) 低入札価格調査の対象工事の施工場所付近における手持工事の状況 (4) 低入札価格調査の対象工事に関連する手持工事の状況 (5) 低入札価格調査の対象工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理条件） (6) 手持資材の状況 (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係 (8) 手持機械等の状況 (9) 労働者の具体的供給見通し (10) 過去に施工した公共工事の施工状況 (11) 経営内容 (12) 見積書（下請予定業者、納入予定業者等） (13) 配置予定技術者名簿（様式 9） (14) 下請（予定）業者等一覧表（担当工事内容、会社名、経費内訳、請負金額など）（様式10） (15) 労務者の確保（計画）（下請会社名、職種、労務単価、員数など）（様式11）

表 2

対象	省略しない調査事項等
工事	(1) 工事費等内訳書調査書（様式 8） (2) 経営状況（保証会社等へ照会） (3) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等） (4) その他必要な事項

（監督及び検査体制の強化等にかかる措置の一部を省略する基準）

- 3 1 及び 2 の規定により、調査の一部及び事情聴取を省略した調査の結果をもって落札者を決定した工事について、次の各号のいずれの要件にも該当することが認められない場合は、低入札価格調査要領別表 2 に定める監督及び検査体制の強化等にかかる措置のうち、「7 検査の実施」及び「8 工事完成後調査の実施」を省略するものとする。
- (1) 低入札価格調査要領別表 2 に掲げる「6 適正な元請・下請関係の確保」において、適正な履行がなされていないことを工事等担当課長が確認した場合
 - (2) 当該工事の落札決定後、当該工事の引渡しを受けた日から概ね 3 月を経過するまで

の間において、当該工事又は当該落札者に関して、各種法令違反、下請代金の支払い遅延、賃金の不払い、その他適正な元請・下請関係が確保されていない情報又は事実を確認した場合

- (3) 当該工事の落札決定後、引渡しを受けた日までの間に、当該落札者が参加停止措置要領に基づく参加停止措置又は書面による警告を受けた場合
- (4) その他工事管理室長が必要と認める場合

4 適用年月日

この基準は、平成28年4月1日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この基準は、令和6年1月19日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この基準は、令和8年4月3日以後に告示される工事等から適用する。